

商標権	判決年月日	令和5年1月17日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和4年(行ケ)第10078号		
○被告の有する登録商標である本件商標（「AROUSE」。ただし、判決の認定は「AROUSE」と引用商標（「Arouge」の文字と図柄）とは類似するとして、本件商標と引用商標とが類似しないから本件商標は商標法4条1項11号に該当しないとした審決の認定判断を覆した事例				

(事件類型) 審決(不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 登録第6310297号

(審決) 無効2021-890060号

### 判決要旨

1 原告は、引用商標を「Arouge」の文字と図柄からなる原告の登録商標等（指定商品：「化粧品」等）として、令和2年10月29日に設定登録（登録第6310297号）された「AROUSE」（ただし、判決の認定は「AROUSE」）の文字からなる被告の有する登録商標である本件商標（指定商品：「化粧品」等）の登録無効審判請求をした。

特許庁は、本件商標は商標法4条1項10号、11号、15号又は19号のいずれにも該当しない商標であるとして、本件審判請求を不成立とした。

2 本判決は、次のとおり、本件商標と引用商標とは類似するとの認定判断をした上で、本件商標は商標法4条1項11号に該当する商標と認められるから、その他の点について判断するまでもなく本件審決の結論には誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

本件商標と引用商標2ないし4の要部の称呼を対比すると、本件商標が「アロウゼ」と、引用商標2ないし4が「アロウジェ」と称呼される場合や、本件商標が「アラウゼ」と、引用商標2ないし4が「アラウジェ」と称呼される場合があり得る。「ゼ」と「ジェ」はいずれもサ行濁音で母音「e」を共通にするため、両商標を時と所を異にして全体として一連に称呼するときは、相似た語韻・語調となり、明確には聴別することができず、称呼において酷似するといえる。

また、本件商標と引用商標2ないし4の要部の外観とを対比すると、それぞれの書体を異にし、本件商標はその構成文字中の5字が大文字で表されているのに対し、引用商標2ないし4は語頭の文字以外は小文字で表されているとの差異はあるが、商標の使用に当たっては、書体の相違やアルファベットの大文字・小文字の相違があっても同一の称呼を生じる場合は社会通念上同一の商標とみなされるのであるから（商標法38条5項かっこ書、50条参照）、上記のとおり両商標が酷似する称呼を生じる場合がある以

上、このような相違を殊更に重視すべきものではない。一方で、本件商標及び引用商標はいずれも6文字と同じ文字数で構成されており、文字数が僅少とはいえないところ、文字の相違は語中の5文字目のみが相違するというのであるから、5文字目が全体に埋没して、外観上、両商標を見誤ることも多いとみるのが相当である。

そして、本件商標と引用商標2ないし4の要部は、いずれも特定の観念を生じないものであるから、観念上、比較することはできない。